

第50回鳥取市開発審査会 議事次第

日時 令和4年4月21日（木） 13：30開始

場所 鳥取市役所 本庁舎6階 第1会議室

1 開会

2 協議事項

（1）開発審査会会長選出について

3 報告事項

（1）会長専決案件について

- ・都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可
- ・都市計画法第43条第1項の規定による建築物の建築の許可

4 その他

5 閉会

第50回鳥取市開発審査会議案

鳥取市開発審査会
令和4年4月21日

議 案

協 議 事 項

(1) 開 発 審 査 会 会 長 選 出 に つ い て

報 告 事 項

(1) 会 長 専 決 案 件 に つ い て

- ・ 都 市 計 画 法 第 29 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 開 発 行
為 の 許 可 (1 1 件)
- ・ 都 市 計 画 法 第 43 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 建 築
物 の 建 築 の 許 可 (1 8 件)

そ の 他

協議事項

（１）開発審査会会長選出について

令和４年４月２１日
鳥取市開発審査会

鳥取市開発審査会条例

○鳥取市開発審査会条例

平成17年6月24日
鳥取市条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第8項の規定に基づき、鳥取市開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、これを公開する。ただし、会長又は委員の半数以上が必要があると認めるときは、秘密会とすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(会議録)

第8条 会長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、会長及び出席委員2人以上が署名しなければならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

報告事項

(1) 会長専決案件について

- ・都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可
(11件)
- ・都市計画法第43条第1項の規定による建築物の建築の
許可(18件)

令和4年4月21日
鳥取市開発審査会

鳥取市開発審査会付議案件の特例取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号及び同法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ホの規定に基づき、鳥取市長から鳥取市開発審査会（以下「審査会」という。）に付議された案件の取扱いの特例を定め、もって許可事務の処理の効率化及び迅速化を図ることを目的とする。

(取扱の特例)

第2条 審査会は、鳥取市長から付議された開発行為又は建築行為等（用途の変更及び特定工作物の建設行為を含む。）のうち、社会的妥当性があり、かつ、類型的なものとして別表に定める基準に該当するものについては、審査会の会長が承認することによって、審査会の議決に代えることができるものとする。

(報告)

第3条 審査会の会長は、前条の規定により承認をした場合においては、承認後の直近の審査会において、これを報告しなければならない。

(施行期日)

第4条 この規程は、別に定める場合を除き、制定又は改廃について審査会の議を経た日の翌日から施行するものとする。

(改廃に伴う経過措置)

第5条 この規程の改廃が行われた際、既に経由機関において受理している申請については、従前の例により取り扱うものとする。ただし、申請者に不利益が生じない範囲内で、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

附則

この規程は、平成17年10月20日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月7日から施行する。

附則

この規程は、平成19年2月27日から施行する。

附則

この規程は、平成20年2月5日から施行する。

附則

この規程は、令和2年12月24日から施行する。

(別表) (平成 18 年 4 月 7 日一部追加、平成 19 年 2 月 27 日一部追加、平成 20 年 2 月 5 日一部改正一部追加、令和 2 年 12 月 24 日一部改正一部追加)

- 1 分家住宅
(省略)
- 2 公共移転
(省略)
- 3 既存集落内の自己用住宅
(省略)
- 4 大規模既存集落内の自己用住宅、分家住宅及び小規模な工場等
(省略)
- 5 準公益的施設
(省略)
- 6 届出団地
(省略)
- 7 既存住宅の敷地拡張
(省略)
- 8 既存宅地での建築物
(省略)
- 9 居住者の変更に係る用途変更
(省略)
- 10 鳥取県により施行された住宅分譲開発地における建築
(省略)
- 11 六次産業化法第 5 条第 8 項に基づく農林水産物等の販売施設
(省略)
- 12 既存建築物の自己用住宅への用途変更 (属人性の廃止)
(省略)

会長専決許可等報告の内訳について（鳥取市長付議案件）

【R3.7.17～R4.3.31 答申分】

申請区分 付議案件	1 分家住宅	2 公共移転	3 既存集落内の自己用住宅	4 大規模既存集落内			5 準公益的施設	6 届出団地	7 既存住宅の敷地拡張	8 既存宅地での建築物	9 居住者の変更に係る用途変更	10 鳥取県により施行された住宅分譲開発地における建築	11 六次産業化法に基づく農林水産物等の販売施設	12 属人性の廃止	合計
				自己用住宅	分家住宅	小規模な工場等									
都市計画法第29条第1項の開発行為			1件		5件							5件			11件
			⑪		③⑧ ⑱⑳ ㉔							①④ ⑥⑭ ㉓			
都市計画法第43条第1項の建築行為					4件	1件	1件	3件	3件	3件		1件		2件	18件
					⑤⑪ ⑲⑳	㉔	②	⑦⑩ ⑰	⑨⑬ ㉔	⑮㉒ ㉕		⑳		⑫㉔	
計			1件		9件	1件	1件	3件	3件	3件		6件		2件	29件

※破線下段の丸囲み数字は別添の報告事項の資料番号を示す。